惜字雜錄

乾

1冊
600
62

論蜀解鋼

特
門 曾 4
號 600
卷 62

瀧澤文庫

論蜀解鋼

瀧澤解瓆吉父編釋

讀書之要無他唯在志道明理以益其智而諸子百家之說有似是非者不博必惑焉宜紫之奪朱雖聖懼之所以然者何也以是非之易惑難判也嗚乎是非之難判孔子猶病諸可不思哉余自幼愛讀書及長好議論但所聞之不博至今四十年不足啓蒙已矣嘗閱俞文豹吹劍錄論蜀一編有之所謂似是非者不平莫復甚於此後閱輟畊錄亦彼一編載在二十五卷端文豹其兄之遺書載之猶

瀧澤文庫

可以南郡之才爲異說所瞞嗚乎是非之難判孔子猶病諸孰復爲武侯抽毫以解其嘲解也輕才雖不當爲釋之以示同志愚者

吹劒錄俞文豹曰古今論孔明者莫不以忠義許之然余見文龍嘗考其顛末以爲孔明之才謂之識時務則可謂之大義則未也謂之忠於劉備則可謂之忠於漢室則未也其說有四一者備雖稱中山靖王之後然其服屬疏遠世數難攷溫公謂猶宋高祖自稱楚元王之後故通鑑不敢以紹漢統解云照烈當初有皇叔之稱非世數難考但疎於攷索已

宗譜曰孝景皇帝生十四子第七子乃中山靖王劉勝勝生陸城亭侯劉貞貞生沛侯劉昂昂生漳侯劉祿祿生沂水侯劉恋恋生欽陽侯劉英英生安國侯劉建建生廣陵侯劉哀哀生膠水侯劉憲憲生祖邑侯劉舒舒生祁陽侯劉誼誼生原澤侯劉必必生潁川侯劉達達生豐靈侯劉不疑不疑生濟川侯劉惠惠生東郡范令劉雄雄生劉弘弘不仕備乃弘子也可見雖得諸演義中其必有本據也章章可考正又按溫公者司馬昭之後也因私於魏晉反作通鑑不使照烈紹漢統讀者以爲瑕疵也紫陽楊煥讀通鑑至論漢魏正閏大不平之因作詩云風煙慘淡聯三巴漢燼

將燃蜀婦髮欲起溫公向書法武侯入寇寇誰家後見
綱目始解憤云宋張栻嘗憾陳壽私且陋為著諸葛忠武
侯傳朱晦翁閱而稱歎若要識漢魏正閏不敢俟余
閏口幸而有綱目一書所貴於良史乃各分耳詹詹
小說豈足言哉
況備又非人望之所歸周瑜以梟雄目之劉巴以誰
人視之司馬懿以詐力鄙之孫權以猾虜呼之亮獨
何見而奉躬焉
解云照烈起於布衣而帝蜀漢謂之不稱人望之君
可乎若瑜若懿敢輕之者各為其主耳非武侯則不能

識其賢
藉使以為劉氏族屬然獻帝在上猶當如光武之事
更始東征西伐一切聽命焉可也
解云方建安壞亂之時賞罰制度出於曹氏而曹
操忌照烈尤甚與光武之事更始時不同縱欲聽
其命得焉哉
二者備之枉駕草廬也始謀不過曰主上蒙塵孤不
度德量力欲伸大義於天下其辭甚正其志甚偉自亮
閑之以跨荊益成霸業之利而備之志向始移無復以
獻帝為念由建安舉兵以來二十四年天子或都許或

居長安或幸洛陽宮室煨燼越在籬棘間備未嘗使
一介行李詣行在所今年合衆萬餘明年合衆三萬
未嘗一言稟命朝廷而亮亦未嘗一談及篡蓋其帝
蜀之心已定草廬一見之時
解云天下播亂君臣隔絶雖非不敢以獻帝為念而曹
操擅朝不肯容之假使欲稟其命豈得乎哉爾
英衆為朝廷耳苟云利國專之可也[redacted]老氏
曰亡信死信樊噲又云大功不顧細謹大禮不辭小讓由
此觀之非帝蜀之心定於草廬一見之時也必矣雖然
自非據荊益養將士何以討漢賊苫衣帶詔也若以無

漢利己之心有此舉乃以武侯之才不敢俟三顧不專
權必佐操照烈寔忠於漢武侯亦有欲佐漢之心君臣
同心始謀不然定於草廬一見之時非董承奉血詔悲
泣為婦女態徒見擒之比
三者曹操欲順流東下求救於吳無一言及獻帝
而獨說以掛足支掛足之說始於蒯通然通之
說韓信以此猶有漢之一足當三國時而為是
說則獻帝無復係指之望矣賴周瑜漢賊之罵
以激怒孫權故能成赤壁之勝若備若亮何以
屬將士之氣服曹操也

解云照烈求救於吳無言及獻帝者武侯知孫權之懼操也故以鼎足之說動之周瑜亦知之而不告但以漢賊之置激怒孫權便是武侯固所謀也

四者備之稱王漢中則建安二十四年也獻帝在上而敢於自王

解云曹操既為魏王受九錫建天子旌旗出入警蹕當是時天下民知有魏王而不知有獻帝也為憂漢祚之且終武侯與羣下上左將軍為漢中王表聞漢帝初不丐爵於漢帝者恩操之阻也後告之者不失為臣之道也左將軍由王於漢中名爵既貴兵權弥重勢不如此乃不足以服操也而議者不思當時機變如此推以目前之理臆斷據成敗差夫陋哉

及稱帝武擔則聞獻帝遇害也亮不能如董公說高祖率三軍為義帝縞素仗大義連孫吳聲討賊乃乘此帝位而反鋒攻吳晉文公有言父死之謂何又因以為利故費詩以為大歡未克先自立恐人心疑惑而諫以高祖不敢王秦之事亮反怒而黜之

解云建安二十五年曹丕篡立改元黃初明年傳聞

獻帝被殺漢中王發喪制服羣下請稱尊號王未許亮曰曹氏篡漢天下無主大王劉氏苗裔紹世而起乃其宜也王從之夏四月丙午昞皇帝位改元章武於是天下民猶知漢帝之在蜀父死而子嗣又謂以為利乎高祖之於義帝不與此同雖義帝被殺項羽猶稱霸王而人望未定是以急攻楚而緩於帝丕之篡漢與王莽相類是以光武照烈先紹世而後興復勢不獲已尒也而伐吳之失起於關羽之敗先是孫權稱藩於操遂襲殺關羽取荊州帝怒之因自將伐吳不克雖有引師東轅之誡稱藩於操乃吳亦[illegible]賊之翼也加之張飛由此橫死其首入于吳則二公帝之雖言也況行兵之途吳則易而魏為險因先易棄勢則大敵可兩克也而不負桃園結義之二弟帝之所謀如此惜哉其軍不利竟至於夷陵之敗武侯聞帝兵敗還永安歎曰使法孝直在必能諫上不東行也

夫以操之姦雄其王其公猶必待天子之命荀彧且以此憤死

解云曹操挾天子以臨漢臣雖稱受爵於天子然其封其爵皆出於己以荀彧之智曷其曉之遲也便是所以壽春病牀空器促其死也溫公曰以魏武之強暴加有大

著作堂藏

功其畜無君之心久矣乃至沒身不致廢漢而自立者
豈其意之不欲也畏名義而自抑也恩以為自古論
姦雄莫不以莽操為巨擘然操之姦雄過莽者遠
矣若夫非臨終以周文王自許誰識復有欲使其
子為天子之意哉非但能眩惑漢臣而已使天下後世
復惑於此嗚乎操之姦雄過莽者遠矣
以丕之篡逆亦必待獻帝之禪楊彪且不肯
臣之
解云迫而篡何禪之有而謂之禪故楊彪不臣於丕
備雖稱宗室而亦臣也何所稟命自王自帝

解云光武之帝鄗時更始在上然議者莫敢言之照烈紹
世而帝蜀漢乃稟命於天又何議焉
固方嗷嗷以興復漢室為辭不和興復為獻帝
耶為劉備耶
解云興復志謀為獻帝耳帝既遇害照烈紹世而起乃
謂之為已亦可
亮即有心於帝備矣
解云聞曹丕篡立獻帝遇害而后武侯有此心
萬一果能興復將置獻帝於何地耶
解云不聞獻帝遇害照烈即帝位則有此論猶可既

聞之紹漢則祀有廟墓存焉豈可所置之地哉史云獻帝禪位又十四年而卒蓋出於魏人詐欺此亦不可知也

出師一表雖忠誠懇々忠於所事耳其於大義實有所未明也

解云出師伐賊抑非大義歟何也

管仲樂毅之事君子所羞道者以其但知有燕齊而不知有王室也亮乃以管樂自許宜其志慮之所圖因功業之所成就止於區々一蜀耳

解云夫帝王大業也成與不成乃天也大者必積於小以大之長者必始於短以長之功業未果利鈍未定唯因其地廣陝以揣人之志量便是契舟而求劍也孔子生魯而臣於魯孟軻生鄒而客于齊梁以天下廣大觀之乃鄒魯齊梁亦褊小一國耳若孔孟亦小器之人也可發一笑按綱目及張氏武侯傳於以管樂自許之辜朱子不敢取之於為後帝寫申韓管書之事張栻不亦載之可謂能得侯之心矣

或者但為備劉氏宗也備帝蜀則漢存矣亮忠

於備昂忠於漢矣

說得有理說得有理

吁無獻帝則可有獻帝在君臣相權載則亦

眉之立孟子亦有辭於世矣

解云王莽未亡光武未王孟子賢而赤眉忠於漢

立之亦可

春秋之末諸侯爭强周室微弱孔子無一日不以

尊王為心若如亮之見則魯同姓也亦奉之為王

矣天下後世惟持此見故於亮之事無敢置異

議於其間

解云春秋之末雖周室微弱未嘗看窺盜神器之賊也

周王儻如獻帝之遇害孔子果如武侯之相漢則奉

魯公為王以紹周矣此亦不可知也

文中子曰通也敢忘大皇照烈之懿識孔明公瑜之盛

心噫漢之君既稱獻帝

解云及曹丕篡位以帝為山陽公甫帝遇害照烈昂謚

曰孝愍皇帝魏人謚曰獻

吳之君又稱大皇帝　○乃僭國

魏之君又稱武皇帝　○乃偽帝

蜀之君又稱照烈皇帝

解云蜀者地名非國號照烈盟吳乃稱漢出師表武
侯又云漢賊不兩立蓋曰漢為蜀者魏晉之誣也後人
不曉猶因舊曰蜀故綱目改為後漢其正統不問而
可知也
天無二日民無二王一天下而四帝並立可乎通之見如
此宜其為讀書之僭也余見文龍以是說取解
同文館
解云甚哉文龍之淫文中子也如是則似無正閏僭四
之差矣春秋之末吳楚並僭王矣經則因周爵
李斑曰楚子傳但書當時所稱曰楚王三國時吳魏
之稱帝與此相類而通之見又但在魏為正矣遂
使文龍效顰梅隱書及司馬光文中子補傳
王通字仲淹隋大業中友唱經學知名其為人
太重弟子推尊之與孔子併稱云嘗閱其書通
曰使諸葛亮無死禮樂其有興乎其辭亦稱效仲尼
褒貶管仲者也然於武侯有可褒而無可貶故
胡三省謂三國人才之盛後世鮮及然孔明則高邁
獨出巍然三代之佐矣亞伊傅而以管樂自許
者謙志也才同管德過管所胡氏之賛雖佳未
既以管樂為配況又道武侯者或據陳壽之陋

或不察溫公之情遂為金聖歎所笑夫聖歎者
稗官者流也嘗外書三國志演義辨漢魏晉正閏
及武侯才德詳且盡矣夫天道渺茫儒者以正
名為宗若立論佐桀跖毀素名教乃儒亦不如稗
官者流余則淺陋菲薄絕無人之可取雖然非
理之書不忍見之非理之說不忍聽之見則嗤笑
聽則辨駁古人有言書成於憤余之於是書亦
然當為邪說之勸

文化十二年乙亥十一月三日起草至同月十日脫藁

桃灯考

挑燈考

瀧澤解述

挑燈のもの先達粗これを知り要秋草の秋草ものに云挑燈のもの上古
みな知られる古い夜行に松明を用ひ又行燈を用ひるもあり
鎌倉年中行事に鎌倉殿正月五日ごとに笠殿の御へ
起居の行列を記し〳〵續松一丁行燈一つ持たへとあり續松の
ことはもつて行燈を今も用ゐるあんとんと昔の夜行に持たしめ
るあゆゝとりひとを書こゝの比よりもちんの
解抹成氏のもの挑燈のもあり挑燈の変安より已前既に有之
但このもの挑燈行燈ハ異名同物なるべし又行燈の名目ハ唐山
より借りもちひるこれをゆゝとよみと訓ずるべし行燈の行ハ
行在所行脚の行よりおなじ旅行よりもちひるもよしなれども又按ずる

もつて抱燈のことく送葬のとき用ひられ[illegible]その國に行も
[illegible]なほ遺れり後は將軍生平の夜行も用ひられ
[illegible]これも二三百年前[illegible]生平の夜行も用ひられ[illegible]
常の時吉凶[illegible]門戸[illegible]又長押廊下[illegible]
[illegible]道中行燈[illegible]
見えず[illegible]この比の行燈抱燈は同物異名なるべし
蜷川記に云抱燈は籠抱燈本[illegible]平生持る抱燈は故実[illegible]
云云貞丈抱は本生持れとも[illegible]古実[illegible]
本或[illegible]時の宜[illegible]
[illegible]この比[illegible]今の抱燈[illegible]
[illegible]行燈のさやの如く目[illegible]上は板[illegible]

抱[illegible]
[illegible]の國別[illegible]
年辛酉三月二日光源院義輝公三好筑前守[illegible]長亨[illegible]成
の記に御門[illegible]
以上安齋[illegible]の說[illegible]解抱[illegible]
[illegible]松浦重[illegible]
解抱[illegible]抱燈の名目[illegible]
[illegible]
永祿元年四月甲州法度第九十八條に不[illegible]抱
燈一車とあり[illegible]抱燈は永祿の比[illegible]
既[illegible]の名目あり但非常の時[illegible]用ひ[illegible]軍艦[illegible]一隆と

ときこゆべし又按ニ同書巻ノ五四背三十 天文七年戊戌七月十五日武蔵
河越の夜戦本間江州上杉家臣討死の際ニひさしきを北條家のあかん
限りわさしの人とそろうふ敵なれども大剛の者の網なれハ今ニ至て北
條家の大道寺ハ九つちやうちんを金にてかゝげるこれによりて小ま
とひハ北條家よりまぢめる云云今のまとひにちやうちんとつけるもこれ
によれるなれバこれによりて挑燈の由来を考ふるべし永禄天文の比ハ
ときさし挑灯をもちひし纏ハ旋義ニ軍兵をあつむる目あてにみせし
ものなれバ挑灯を用ゐるや化の真の挑灯ではあらざりし今ハ家の紋或ハ印をかきん
着目せんと雲母を泊しくつれどもまとひちやうちんとて挑燈ハ少
まとひの側ニ川たかしきぬへ皆今火災消防のまとひ則ニ格之
又按ニむかし挑燈ハ送葬ニもちひしものなれバ万葉集ニ手火と詠じ

和名鈔ニ火輿ともいへ皆是今の挑燈やうのものなるべし萬葉集巻ノ
二霊亀元年九月志貴親王を葬る時の歌に天皇の神の
御子の御駕の手火の光ぞ幾許照るとよめり手火ハなを
あつともしびん又和名類聚鈔葬送具ニ火輿 喪礼圖ニ云
蝋燭輿 野王按ニ今俗ニ云火ノ輿是なり とよめり蝋燭輿ハ唐山の燭奴風俗の觧
云ろうそくそのものを持はこぶもあれどされあるべければ輿と唱るにて
途中をもちあるく大燭なるとみゆべしこの二物後世の挑燈ニ似
より[redacted]百年の後ニ至ても送葬ニ挑灯用るとハ右の古実ニよれり
[redacted]萬松院殿穴太ノ記ニ七日ノ寅ノ刻ニ穴太の新坊よりむなき
からを東山慈照寺ニ出す輿ニ入れまいらせて御輿ニめさせて相国
寺の力者ニ舁せ云云御道の程ハ蔭涼軒の宗周ニ挑燈を

とあるべし又按ずるに同書巻ノ五四背 天文七年戊戌七月十五日武蔵
河越の夜戦本間江州 上杉家臣 討死の段にいはく北條家のあかん
限りはしのへそうろうて敵なれとも大剛の者の討なれは今に至て北
條家の大道寺九つちやうちんを金にてかたどるこれよりして小ま
とひ北條家よりはじまると云云今のまとひに心ちやうちんとつくることこれ
ゆよりおこれるにやあらん 挑燈の由来と考ふべし永禄天文の比ハ
さらに挑灯をのちひらし纏ハ夜戦に軍兵をあつむる目あてにかせ
しかるよしハ挑灯なるべけれや今の纏ハ真の挑灯ならべく今ハ家の紋などを附るなれ
花見などに母衣の泊しをつれどもまとひちやうちんとも挑燈にハ少
まとひの側にハいはるる皆今火災消防のまとひ則この格なり
又按ずるに挑燈ハ送葬よりおこれる万葉集に手火と詠じ

萬葉集巻之二
霊亀元年歳
次乙卯秋九月
志貴親王薨
時作歌云云
心曽痛 天皇
之神之御子之
御駕之手火
之光曽幾許
照而有
御駕を一本に
オホトモと訓ス
志貴親王ハ
天智天皇の
御子なり

和名抄に火輿とあるは皆今の挑燈のたぐひなるべし萬葉集巻ノ
二霊亀元年九月志貴親王を葬る時の歌に天皇の神の
御子の御駕の手火の光ぞ幾許照るとよめり手火ハ今の手
ちやうちんなり又和名類聚抄葬送具に火輿 喪礼圖云
蠟燭輿 野王按ニ今俗ニ云火輿是ナリ とあり蠟燭輿ハ唐山の燭奴因俗の所
云ろうそくたてのたぐひなるべけれどこれもあるべしつらつら輿と唱ふるをもて
途中をもちあるく火燭なるべし この二物後世の挑燈に似
よりの[redacted]数百年の後に至ても送葬に挑灯用ることは右の古実によれり
[redacted]萬松院殿穴太ノ記に七日ノ寅ノ刻に穴太の新坊よりも御なき
がらを東山慈照寺に出すなる桶に入れまゐらせて御輿にめさせて相国
寺の力者に舁せ云云御道の程ハ蔭涼軒の宗間に挑燈を

よしもろこしにて思ひつきて出来たるものなるか　天文十九年
の秋冬に左大臣兼冬公がかゝせられし奥書あり　但坊間印本ハ
寛文年中刻之経入ありし奥書なし　嬉本ハあらあり今の
ぶらちやうちんとふりてあれぬる幕にもちひるちやうちんのさえ又ちゐに
比江戸にてちやうちんを六角にして持つちして書て出せしといへも
此のりとさろしらそ　官禁ありし也　挑燈ハ葬具なれバ誠
中幾ぶらちやうちんハ忌しけるなるらんか　や　官禁ありしも故
実ともそれなりけれを用ひざるなるべし　鎌倉年中行事に行燈とある正月のする　なれハ挑灯と呼べきなれども挑灯なりしなるべし
又梅子苑に挑燈ハ奥ある間のものにして下野宇津宮又房
総の民間へも用之　支人ハ西原梭江主人宣旨出し挑燈と
蔵む茶人会ふの心数寄の屋の座敷に用ひたるんことしかしく天保

くるの設ハさる人書られたるにて困せば志ろ氏に組徠が鈐録に　巻四
挑燈ハ又治世のみせ道具也　戦国の時らハ蝋燭そのほか不
自由にてつひに見ぬ人ならしん故に軍中にては松明篝のごとく
とらへて軍中にて松明篝を用ることハ勿論之これも戦国の
蝋燭とふものを見ぬ人もありしこれ推量の説なるべし　文安己前
より挑燈ありし又永禄元年甲陽武田家の法令に不断挑
灯をともべからずとありこれ治国のうちに蝋燭を書き出しを
欲驕奢を禁じたるものなるべし　文安永禄の比ハ戦国の最中
なれし蝋燭といふものを見ぬ人もあるべき禁制せられしも挑燈の
とものにやぶろく和名鈔燈火部に蝋燭紙燭と載せたり所謂
自火火爨行燈挑燈にいたる蝋燭を用ることなりくこの類の

後世かゝる推量の雜ちがひ　天朝の古実不審うる故なり
必信ずべからん

又按ずるに今の丸あんどんとゝのめの笠挑燈より轉じ送り出せりとおもはるゝ　形ち似るあり　又永禄四年三月御成の記に御門よりやがて二ちやうに至る　とあるを今武家にも用ひる挑灯の餘流なり　又商家にも大毎年大あり

墨挑灯の餘流なり　又商家にも大毎年大あり

ちんと　長言　ちんとゝ　古風と侍べし

又按ずるに今の提灯は慶長元和の物なるべし

家故事一覽記云　挑燈　今ようちんと云ふ　正保年中武家方夜行のとき用ひ　籍りあり　不詳　挑灯　きの字

それより用ひる人ありとなるべし

挑灯　このころ世上一流のはやりとつゞけ　みなあるべからん　例し用心あり　一日一夜　後世の欲嘗蔓川師宣が画にかける提灯の絵　元禄年中の人　左人按江主人所考　をかくるに　ちがひなし

提燈　左の如し　なかゝへ　提をかゝえ　提をかゝ

これを後世挑灯とかゝるは　提と上の字　えをかくもちがひ

あれど　昔は提と　ちがひあり　あんじ　注中休に　訓に侍

おもるべきの世は　提を上の字より　さきにかく

上の門　ゆのうみ　ちぐさ　倒れぬ　やまとの

とあり　一日に　ちがひ　つくるに　ちがひ　つくるに

常に提をかくれども　提をかくれども　つくるに

又馬上弓世　唱るもの　提　いと後のものなり　極老の人も

なの花燈と又みもしくいまよりあれどさいつよ贅長

三吟未考紀の所今まで　挑燈又ゆ町の入れ

女房ぞうぶ来屋の亭主ぞうやたくとありこれぞみく葉

川り國しるる挑燈ぞひあるべし

又按ず唐山みく行燈とうめれ嘉祐これ挑燈

似ず遵生八牋ず有柄曰行燈下用以秉燭といい

又彼簿金年中行事ず蔵ぞうの行燈ぞひあるべし又

唐山ぞうず燈籠ハこのかの挑燈ず似ず行厨集ず

燈籠曰賽月又曰照無ずるどいい賽れ因伝のらまぶ

之賽月ぞうみくうみくあるそ今明くうの形ぞうちえ仏

これも燈のみく夜行ず用ぞうをはえど

又按ず唐山みく俗ず燈灯とくめりのぶ四のるし宇ず菓ず

鉸中置燭謂之燈又無定曰燈有定曰鉸六書正譌俗

作燈灯非也燈ハ燭と載ぞるるのし岡白駒が閑口新語ず

燈をアブラサラと訓せり東庭云燈本為鐙載燭之

具後世以火作燈遂為燈ず之燈而鐙則為鞍鐙

之鐙唐山の燈灯この方の挑灯体用異なれども因ぞ

るしし

いまる幸未の年ある歌友人京師ず挑灯の提灯を

全同ひてあるやうにおもひ信一ず

ぞうちうえにあるようなる末京師ぞうの

土卯ず挑灯のるず卯ず六月繁ぞうれども

ありくず古の形とぞうてつくり

二ぞうのうちのものなるべし

発而又五月十九日

学書

草市　馬琴

[illegible]月中より[illegible]人まうける俗[illegible]
門の[illegible]まぶかなるいとのえのころより大[illegible]の
町々使[illegible]にむかひ[illegible]あき人
[illegible]ぐ[illegible]ぐめ[illegible]
[illegible]の人々このまよひの[illegible]
[illegible]えるまでいひ[illegible]
[illegible]ど[illegible]ぶ[illegible]
[illegible]ぶこの[illegible]
[illegible]横[illegible]のや[illegible]
[illegible]

人のよ人のゑさなかりければこそぞうよ繁多なれ
きのこもあれ人のよひさまた梅ぞうつりまさひろ
買かへれば常も春ぞろうよくまたおもひらぎ
うるは河くしくはすぐたるもきくしくうる
あきになりかけてもあしくふつくうちるでおもひろ
桜花もちつくしいろぞかたるよりて花咲きなる
枝りくけりにへつゝ行るがちるぞい西のゝくるを
よしとこのよ人の松ほきいと仙年のかさし松の影
りく出つるこの松をも又たいとろいふもよりくる手折く
お花わかむ去い蘇りく梅さくる刻ろを孫辰

おふ余のうくみてもさこしまれかねつくぞおもひめる
わかき孫よ黄なる孫香をつゝ思ひいとよ志ろれ
色花ほれを孫つるをいくつやちるく狭くあげ
うれば花の山よあくむぞうえたるめのほりこそ
もとも瀬戸乃焼との薬碗水をかろの
数のすがりもちかいなかくでるも明なる田毎の月
よりもおもひのるぞしきよみれかのかけて
ふる花すてみもつきあれとこは大のさとせし
あつりとものいそぞるうくも見てもなきかひで
いふづくもあるまで錦日ほどがくのぼりく辰の

別しもとぐ[illegible]ところとうつる人のおもかげ[illegible]
人のまれなる竹うるをのこほどろきもの
[illegible]あらじ人よりもたかくとをとてよるる
さしおろしもやぐあるとうるげあるとうつ[illegible]
立ちくるまぐるつくるこの今を此天よりこと
たのみ井の水もうる人のおもかげ[illegible]この人不
きれけるとて竹ちのあのあひをあわぐ
まぐいくるのうちあれをいぐるとて[illegible]
くるけるぐのさくこと仲よこうくる
もなぐまぐるや後くんいるこのため[illegible]

なかれ[illegible]あるとうるるくくたるなくこと
四るるれて白昼ぐ仰ぐる麻ぐ獨踏ぐ仰ぐる
ちくべなう抜きげのうぐ掃くようもく
うぼるとろいるうちのたくけぐ本色不る
もれるぐをちるれ[illegible]ふをくこうるべ[illegible]血ちを
びくくるきしくくれるつくるれどれ
ちきころくるぐちぐ蕨くうるるこうるを
ぼくるくれぐいづをうこいづをるとを
くも人のうれぐくくれぐたくくあぐ
あるうるたくきぐの血げくうるよをくく

るの声ましとてなりぬこの時鐘をつくくるまと
いひふるさとやなほらんありし蓮生花なきを
善ふをこの人々おほく草きこうしろより茎をとる
人ありし声をみなふるをあはれなる事は紫
売けの子門の戸たるかく秋の錦をおりて
られぞさとるのり戸ざりのきぬをとぞおもうら
ことをそとしいつくされもしとろくめづる人さく
るをよくかとづく時あれぬるぞいかるきくせ
の声をひまのあはれ光のこうづく草をならべて
めかりき世をく弟師銀音きて帰りしの事

やしきめぐんをとこへしま萩をうまるせ世をかしく花
に萩のころもきよせらんもきよせみいろの
さえ世をかなさとおやましべバいろしこの枝折をみ
うちをさびしくするぞしさうる籬をかて
水のけくをたむけのこのひやしかれども
げの花のさかる盛世をかてやうつぬ鬼の声も
もおりたんそも天宮は風陣をてさるの
まをさして宮佑の宮をてさるあるふしここ
たづるへ来得るへかきもろきへきさまの
身をそびたとどめぞおもの まうす しくよこのひ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

澤沢解

天王祭

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

さる程におほく今をさかりとせしかはおほかりけることやさし
神のおいでにひとにまちこなりしよろこびそれぞれのち
としくのられ月のそくみぞでこのまつりをなんおひける
うつきなかの日もふるくよりさかへけるまつ大傳馬町より五百
よりせまりく南傳馬町ハ七百より十四まて小舟町ハ十日より
ナニ日まではなりとぞいづれも神輿をかしまつれるの日十町
あまり二十町宮あはるまうしハおさだまれるをちらんれぶ
中にも南傳馬の神輿ハ市の人々のこゝろまへなり御輿のこゝろの
なりぞうちく多けくせるをしんめでたきためしとふまなり
祭りにもちけるまうてはばあるのぼりおしたていへのまへに
こゝろうけたえく思せ藥師のつくり詣に來合こゝろく
くれつけあまたにたをもとの人ゝに竹をるしへあつあるそ
さのそのふぼうつけく二ぐんのおとるさまたゝもあつまり
あき人ハ金門をきはめおくまうくる事にいよいよさかへけるに
ひるむぎるのふありなく人もくるせおのれもさかへ
さうきもんるのくたのめゆらひのさらず

ひとくもみなさそひたちてくるあまりてあへり神
御まつりをせうまいぞくまたちつけそろうまたの葦
きたるをもとゝめるだけまつるおとくなり巳の神の
まことのふでの太鼓たゝくるをともいくたびもなく鉾と
いふもりのちりくづでおもしろくよつさかりひまこハ
仰るをきりよみのさんにきてこぼれでしおもてのつづれ入り
ばのりするるうれひ子のえぼしのよまそりまきしくさみ
いろそでなるくるまそめのひらくのうそでぬぎくれとるのそで
若衆そのうまくつのみくおやのさるなうさまてるぞおもきう
ひせるたもろきさくなくいとおもしろびくけまりて二百あまり
ちるき人ハちやうまくるまそぶおあつきりとうけのうちおあげまり
汗もえらくよぬくひあつぞて神輿おろのこでんとうんしく
待あそるよくちもぞひくよろこびとさりしとうく白徒をさる
よほろ二三十人うてもたかけるよ神輿いろいろく手れハゆでめて
よろこびくれそのほのぜんたろくとそびちうひくるそされ
御りんとるくあちらさとろにあれるそ神もさかろ傳かる

みやとゐとよしのくらへのりまうちある何るかはおもひあかずかし
いそぎあへいちこ事もおぼえ大つくりおほまけじたまひしひの
おもひなさる甚きくひとりにまえていれたるみきこゆるをまづくあつ
りしのみさくつりもちぶりしくのこるいふまのうらくしてそれほどを
なさそのくまちくあとくつりいぶきてあきそのひな押たりけん
こもじくらしらけしるまことくむつたかへこしるらんぜうま人の
実もえくはくそれをおぼしうたこのさしどもぞこゆるたるおもはとく
あるひもちやくことけるるとこにあるまちとしおくれたくさし
おぼきこえきるさうか之くつきまつかはしなあげるまぐつくこれど
さすがろめくけなひもなくくてるまくらのわくるすいとるあげ
なることもまぎるくるおちゆくまくよいつしかみふもそく
たりしらくくちくもちのひきるとみし人ももちりくおのづまる
くうつりゆくもあり袴とぞまかくく滝りのあたくべきおく
けりさうしもえおりつけるまつりの祭のうちまそく
めをそいとほねるきくこれやもさんこれもし大江こけく
継をきえれつるもここの之のまわりのこともあるらん 冨谷

西行中信のうまやぶつのも袴あつきの中おのれつまびらかならず
こうまりなせりさうし中この事まつりきてあれそもすくつくえちと
のられひなりしとおのうく人のいひ傳へあれ二八御と北のへいやう
しとまうされ中もとこひがゆかまくすて給ふざる
大君の御とものつとまくまさん中神く　君くらの御もちひいハ
竹まおかれく志のくつまはゆくおふく只このうまつりのとと
もちくるわれくめいつくしなるまほひ出れ志き人草の
志けりあまつくま 御代のさくへをほぎまつるなるなん

吹革考

澁澤解

[illegible]月八日吹革祭[illegible]寺の元亨釋書[illegible]
[illegible]世[illegible]天和尚稲荷八幡の二神を加へ[illegible]
[illegible]稲荷[illegible]
[illegible]元[illegible]吹革[illegible]世[illegible]
[illegible]

一

おもてごとに[illegible]
くちるひがおぼへ[illegible]
おける[illegible]
二[illegible]
[illegible]
きりひろげ[illegible]
上にのろびさるあひも[illegible]
をもるよあいで[illegible]
うくさきいひもたるうこ[illegible]
ほろ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

五色歌評條稿本

おかしくきたじりとてあすのつと入られば見るには
ちほあつぞやおもひうけめれあおほつゝめるをあさ
あきついよくぞんぼうしのうどのゝくのこれる門も
かくきおじと隣ほるまちまたなきそてく[illegible]
けきぬ

五色題發句合の評餘

五色題古人より例なし辨難難ぬむべ
うらびる事

五色題乃事詩歌連俳ともに先例なきもの
とはいふ後より題を設ケしもとより證とはいふ
又享保のころ長水宗鴨ホの五葉ものゝ五色墨と
稱せしその点印の肉色よりすこし用ありこれが
歌仙会の發句は五色を咏せしあるべし芭蕉の七
部の俳書を唱ふ時はうちに曠野あり古人古句
内典の句畫庭などこれの雜句を載られむ五色

書陵部蔵

を歌にも〜花白ハかりの五色ハ殊さら乃羅
題なりしに古人もこひらひぬなりぐ〜又歌おも丈
木集ハ題とく〜載ざる物乃〜この少ども五色の
歌あるべし抑歌ハ花白まれ黄赤白黒を
題とく〜遠慮をはんとをいもかくるべきを
ゆゑ初夏の草黄色の題をはくまづ黄色
とのハ何とぞ求めく或ハ河骨の花或ハ黄菊など
ひらひらくとも乃大こへくるみく河骨菊など
とるも好なり〜かくて五色の花白とを定めくし
古人も黄なるあふぎ山ふきの花木槿の花山梔子の

花などをとりもてれも黄なるもれを喩へ
ふるのく
ふるおうしもいひくく黄なるをさく黄なりと
いへんハ何の風流ハ雅なるのあるべきを白を
黄ハ若葉のうち草赤ハ紅ふかき紫爾黒牛
などまくく古人の糟粕ばかりをとらまでん
なりの比喩ハ例ども五色ばかりをいはけるいと
て鳳仙花 白魚の目 又花の草紙ハ五色の花を
さるとよせて中ハ赤紫ハ天満のこのめをなぐ
いひくこれらを少く意あり風雅ハ陳腐なり
かぞうをめくのまいふべかく 又近年世俗の白を花ひ白

とのゝ歌とて

雪さえやまさらうけひ仏ちろよあをゝろ

ほゝろ古も志ろ寄

をゝさるのうへゝよ先ゝ又

さゝゝ〳〵さゝけ寄る夜の月歌は雪ゝ

らけゝ梅の枝を。これ公任卿の歌なり

ちよは二歌いまゞよと人をゝゝとゝ白ゝを

べ出せ〳〵のゝい月ゝ紀歌とをいひのゝ又寛永乃

ちよは袋白ゝ白きよと題

雪や今朝山をいとてる志ろ 伐袋

ちよは袋白ハ茶の歌ゝまゝゝ世ゝ題あ見志ろ

も白ゝろゝみゝハ世〳〵のゝ飛袋とを見可るゝん歌

雪とゝひ紙とゝゝ白ゝハ極ゝろこの俤ゝ白ゝ千

俤ゝ分あゝ土ゝゝんゝ寄ゝをもべ〳〵又古歌ゝゝ

黄

山ゝの花色衣ぬゝゝ寄ゝとゝゝゝ心

ゝゝれ〳〵ゝ

黒

ぬゝ玉のゝこゝも見ゝゝ見ゝあ見

とゝほゝゝゝ見ゝ寄ゝ

白

袋ゝゝこゝの見ゝゝゝもゝ出ゝゝ歌風ゝ

ゝゝ白川の実

ちなみてのの名歌なのうたまかいてて疑ひなくきこえれども
黄は黄を添せくよあくぞ紫をふふたん黒を貫
之の風雨の夜駿馬みく戦場の神乃ゆくへを渡ててて
よとく歌白を能因の白川の実つくるしらとぼろ
云くくよとむせく実際の秋の歌ん又

青赤白　歌をを書をふくもよ白くこのゆくこをみち

こは頼政卿の歌ゆく実際の秋の歌ん歌合のとに能
因の歌と等類の難をのゆとく勝よ宮こ花ゆるを書
赤白の二色をよく課せとゆ風ん書ゆ歌書

赤白は不用意ゆくこをを詠ゆ題ゆよのゆく書
ゆをを詠ゆあくこの古歌よよゆく書ゆが
赤白　あくくのをゆをつれなくも秋の風
夕日は赤く秋の風は白し　秋風を素風又商風とも　色別二色
きこれも歌ゆを秋の夕もの花匂ふこをは匂解ん
前の歌もかくの如くきこゆ〜〜りこの歌この
花白ゆをでゆをゆる五色をりく題とせずで歌も花匂も
いくくおとゆの初学の人くまづきらよきこゆく五
色はおく難題ゆく古人は他例なはよを書る
べくをこは唐人とゆもも五色題の詩他のことゆ

但聯句ゆゑ所見あり

白　唐　謝觀

曉入梁王之苑雪滿羣山夜登庾亮之樓月明千里

赤　寇　豹

田單破燕之日火燎平原武王伐紂之日血流標杵

黑　文　山

孫臏衛枚之際羊角失踪達磨面壁以来九年閉目

青　元　岩子

帝子之望巫陽遠山曷雨王孫之別南浦芳草連天

黄　杜甫

紫門外雨漲春流衛青油幕之前沙含夕照

赤　文　山

孫綽賦天台景赤城霞起而建標杜牧詠江南春千里鶯啼而映緑

黄

靈均之歎木葉秋老洞庭淵明之啜落英

霜清彭澤

黒　楊升庵

周庭之列畢蘇裳蟻道陳罔之迎張孔

鬢似鴉羽

謝觀の白の聯句ハ和漢ニ賞歎し朗詠ニ入

此句ハ黒を寫し豹の揚升庵ハ赤を

文山優ハ黒ハ一聯ハ一歎

三唱古今ニ歌なし五色ハ二ハ数白ハ尽

ゆゑに後人口を鉗て復ハ五色ハ

せざるべし古人も題詠を陳にしるすべし又

題詠を誨ニ題をなし題をなしれよりまた

なるべしハ題ハ泥

秀逸なるはなしてかる故あるべしと

ひとつの題をうつすべし

かくのごとく物ハ人ハ題詠をもづ

ものと思ひ中途ハ摩ものべしされど

とくもあるべしのごとく賞しるべ何ものの

上達せんものハ物ハのの題を

えらびて難題を禁ずべしなるも題詠の系

月なほ人いなでる難題をなほ〳〵秀逸あるべきを
予ものもあとぞ俳諧の連歌をもぶかるまゝよ十
八九年一今舊友の靈已をとゝ得ぶ〳〵五色題の
發句会を判せ予志うれども卷中賞美の点下
実このぶでの一詠なく〳〵称ようく耶愚
意を注〳〵一坐開卷の興を添るものゝ
時ま文化丙子の摩一秋剰暑猶燎ぶ〳〵星
瞰ま眼鏡ふ〳〵筆を点ぶ所をたゞぶ〳〵ぶ点
帝魯魚の慎あむ諸賢幸察之ヲ
丙子仲八月三日稿　玄同陳人批評